**○国土交通省告示第千七十五号**

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十七年十月九日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年十月二十三日

国土交通大臣　石井　啓一

| 型式承認番号 | 物件の名称 | 製造者の名称 | 製造者の住所 |
|---|---|---|---|
| 第S－10号 | 居住区域内に設ける隔壁の材料（遮音仕切り隔壁） | NP25_0.5_160—1 | シンコウ株式会社 | 東京都品川区南品川二丁目2番7号 |
| 第S－14号 | 〃 | NP50_0.5_160—4 | 〃 | 〃 |
| 第S－15号 | 〃 | NP50_0.5_160—8 | 〃 | 〃 |

**○国土交通省告示第千七十六号**

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十七年十月九日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年十月二十三日

国土交通大臣　石井　啓一

| 型式承認番号 | 物件の名称 | 型式変更の内容 | 製造者の名称 | 型式変更の内容 |
|---|---|---|---|---|
| 第5170号 | 小型船舶用救命胴衣（膨脹式及び膨気併用式以外のもの） | TV—40 | 東洋物産株式会社 | 布地及び縫い糸を変更 |

**○国土交通省告示第千七十七号**

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十七年十月九日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年十月二十三日

国土交通大臣　石井　啓一

| 型式承認番号 | 物件の名称 | 製造者の名称 | 型式変更の内容 |
|---|---|---|---|
| 第5278号 | 電子海図情報表示装置 | EC—8100 | 東京計器株式会社 | 使用できる表示器の仕様を追加 |

**○防衛省告示第百九十二号**

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十七年十月二十三日

防衛大臣　中谷　元

期間　平成二十七年十一月一日から同年十二月三十一日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区域　日高沖海面の次の(ア)から(カ)までの六点を順次結んだ線及び(ア)の点と(カ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度九、一四四メートルまでの間

(ア)　北緯四一度四三分〇九秒　東経一四二度五九分四六秒

(イ)　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒

(ウ)　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度〇七分四七秒

(エ)　北緯四一度四五分三九秒　東経一四二度〇五分一七秒

(オ)　北緯四一度二七分一〇秒　東経一四二度四二分四六秒

(カ)　北緯四一度四四分〇九秒　東経一四二度五七分四六秒

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

**○防衛省告示第百九十三号**

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十七年十月二十三日

防衛大臣　中谷　元

期間　平成二十七年十一月一日から同年十二月三十一日までの間、〇七〇〇から一八〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区域　三沢沖海面の次の(ア)から(カ)までの六点を順次結んだ線及び(ア)の点と(カ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間

(ア)　北緯四一度一〇分一〇秒　東経一四三度一九分四六秒

(イ)　北緯四〇度五三分一〇秒　東経一四三度一三分四六秒

(ウ)　北緯四〇度四四分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒

(エ)　北緯四〇度五〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒

(オ)　北緯四〇度五〇分一〇秒　東経一四二度一〇分四七秒

(カ)　北緯四一度一〇分一〇秒　東経一四二度〇九分四七秒

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

**○防衛省告示第百九十四号**

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十七年十月二十三日

防衛大臣　中谷　元

期間　平成二十七年十一月一日から同年十二月三十一日までの間、〇七〇〇から一九〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区域　佐渡沖海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間

(ア)　北緯四〇度〇〇分一〇秒　東経一三八度五九分四八秒

(イ)　北緯三九度二〇分二七秒　東経一三八度五九分四八秒

(ウ)　北緯三九度一四分五八秒　東経一三八度〇五分三七秒

(エ)　北緯三八度四八分〇一秒　東経一三八度三九分〇四秒

(オ)　北緯三九度一四分五八秒　東経一三八度〇五分三七秒

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

**○防衛省告示第百九十五号**

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十七年十月二十三日

防衛大臣　中谷　元

期間　平成二十七年十一月一日から同年十二月三十一日までの間、〇七〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区域　響灘沖海面の次の(ア)から(カ)までの六点を順次結んだ線及び(ア)の点と(カ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間

(ア)　北緯三五度〇〇分一一秒　東経一三〇度〇一分五二秒

(イ)　北緯三四度四六分一一秒　東経一三〇度三一分五一秒

(ウ)　北緯三四度一七分一二秒　東経一三〇度一二分五二秒

(エ)　北緯三四度二五分一一秒　東経一二九度五五分五二秒

(オ)　北緯三四度三〇分一〇秒　東経一二九度五一分四六秒

(カ)　北緯三四度三五分四一秒　東経一二九度四五分五二秒

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。